



平成 18 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 **綜研化学株式会社**
代表者名 代表取締役社長 中島 幹
(J A S D A Q ・ コード番号 4 9 7 2)
問合せ先 経営管理部
総務担当部長 阿部 英紀
TEL 03 - 3983 - 3171
FAX 03 - 3988 - 9216

内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 15 日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役および従業員を対象とする法令遵守体制の基礎として、企業倫理綱領および倫理行動基準を定め、その遵守を図る。
- (2) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、企業倫理委員会を設置する。当該委員会は日常的な法令遵守状況をチェックするとともに、取締役会への状況報告、改善のための提言を行う。
- (3) 取締役は、他の取締役による法令・定款違反に気づいた時には、直ちに監査役に報告する。

2. 取締役の職務の執行に関する情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に関する情報については、文書管理規程に基づき、その保存媒体に応じた適切かつ確実に、保存・管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の業務執行に関するリスクとして以下(1)～(6)のリスクを認識し、リスク管理規程を定めて管理体制を整え、リスクマネジメントの実践的運用を図る。

- (1) グループ企業の存続に関するリスク全般
- (2) 経営戦略に関するリスク全般
- (3) 財務金融に関するリスク全般
- (4) 業務遂行に関するリスク全般
- (5) 災害により重大な損失を被るリスク全般
- (6) その他取締役会が極めて重大と判断するリスク全般

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月 1 回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- (2) 取締役の担当区分を定め、その職務の執行が効率的に行われるようにする。

(3) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程・職務分掌においてそれぞれの責任者および執行手続きの詳細を定め、これに基づき実行する。

5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、企業倫理委員会を設置し、当該委員会が日常的な法令遵守状況をチェックするとともに、取締役会への状況報告、改善のための提言を行う。

6. 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ倫理綱領およびグループ倫理行動基準の的確な運用を図る。
- (2) 経営管理については、関係会社管理規程を定め、当該規程に従い、グループ各社の業務執行に対し管理・監督・支援を行う。
- (3) 監査役は、適宜関係会社の監査を行う。また、当社常勤監査役と子会社監査役で構成されるグループ監査役会を定期的開催し、意見交換を行う。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の従業員から、監査役補助者を任命することができる。

8. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前項の従業員の取締役からの独立を確保するため、当該従業員の任命、異動、人事考課および給与の改定にあたっては、監査役会の同意を得るものとする。

9. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

業務の状況および法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を遅滞なく報告するため、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。また、監査役は、必要に応じ取締役および使用人に対して報告を求めることができる。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、監査役と会計監査人の定期的な意見交換の場を設けるほか、監査役と代表取締役および役付取締役と定期的に意見交換を行う。

以 上